

1. 議事日程第5号

(平成22年第2回大口町議会定例会)

平成22年3月17日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	齊木一三
12番	木野春徳	13番	倉知敏美
14番	酒井久和	15番	宇野昌康

3. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

11番 吉田正輝

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森進	副町長	大森滋
教育長	長屋孝成	地域協働部長	近藤定昭
健康福祉部長	村田貞俊	建設部長 兼都市整備課長	野田透
総務部長 兼政策推進課長	近藤則義	生涯教育部長	三輪恒久
会計管理者	星野健一	健康生きがい課長	宇野直樹
建設農政課長	鵜飼嗣孝	行政課長	江口利光

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	小島幹久	議会事務局 次長	佐藤幹広
--------	------	-------------	------

開議の宣告

議長（齊木一三君） それでは、皆さん、おはようございます。

吉田正輝議員より欠席の届けが出ておりますので、御報告をいたします。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

一般質問

議長（齊木一三君） 日程第1、一般質問を行います。

柘植 満 君

議長（齊木一三君） 一昨日の一般質問では、酒井廣治議員まで終了しておりますので、通告の順序に従い、次は柘植満議員。

3番（柘植 満君） おはようございます。3番議席、柘植満でございます。

議長の御指名をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

安心できる介護制度の取り組みにつきまして、順に質問をさせていただきたいと思っております。

私たち公明党3,000人を超える地方議員が動き、昨年11月から12月にかけて介護問題総点検運動を行ってまいりました。深刻化する介護現場の実態を全国的に総点検して、本格的な高齢社会に対応した介護のあり方など、新たな介護ビジョンを組み立てていこうと取り組んだものでございます。そして、このたび10万件を超える介護現場の貴重な声をもとに、2月24日、12項目の政策提言を「新・介護公明ビジョン」としてまとめ発表し、国に対しても早急な取り組みを要請いたしました。大口町でもアンケート調査に御協力いただき、ありがとうございました。

介護保険制度も平成12年にスタートして10年、介護サービス基盤の充実とともに制度が広く浸透してきたことは、年々増加する利用者数でうかがい知ることができます。安心して老後を暮らせる社会を目指して、新・介護公明ビジョンの提言を踏まえてお伺いをいたします。

一つ目に、介護保険事業計画の推進状況について。

総点検では、介護施設の整備が追いつかず、入所できない高齢者が増加している状況が浮き彫りになりました。施設待機者は、例えば特養の場合、42万人を超えております。2009年の厚生労働省の調査結果でございます。このうち優先入所が必要な要介護4、5の待機者は6万人以上に上ります。こうした待機者が安心して入所できるように、公明党は2025年までに施設待

機者の解消を目指しております。

具体的には、特別養護老人ホームや老人保健施設、そして介護療養型医療施設のいわゆる介護3施設を倍増させ、有料老人ホームやケアハウスなどの特定施設やグループホームを3倍増に提言しております。

そこでお尋ねいたしますが、本町の介護施設待機者の現状、特に要介護4、5の待機者の実態をどのように把握しておられますでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 大口町の介護施設待機者の現状ということでございますけれども、現在、介護施設入所希望の人数につきましては、一般的に1人で複数の施設に入所申し込みをされてまいります。そういった状況の中で、町としては正確な数字は把握していないというのが現状でございます。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 私たちが行いました街角アンケート調査の回収数は7万6,689件の結果、介護を受けたい場所は介護施設が45.8%、自宅42.3%でありました。自宅で最期を送りたいという方が多かったんですけれども、介護を施設で受けたいという背景といたしましては、介護保険が始まる前は自宅が大変多かった。というのは、その状況の後で介護保険制度が行われまして、高齢者の方たちの世帯がふえていったということと、ひとり暮らしの高齢者が多くなってきたということで、自宅の介護が難しいというふうに考える方がふえてきたのではないかなというふうに思います。そういうところで介護施設の方が上回ったという状況でございます。

全国の市町村の調査結果、市町村でアンケートをいただいたんですけれども、今後充実していきたいサービスは、認知症対応型のグループホームというのが42.6%、愛知県だけではそれを上回り54.9%でございました。そういうことでグループホームを一番今後つくっていきたいというのがトップでございました。大口町でもグループホームの計画がありましたけれども、今後の特定施設やグループホームの整備目標について見解と取り組みを伺います。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） それでは特定施設、グループホームの整備につきましては、第4期の介護保険事業計画の中で、平成23年度までに9人定員の認知症対応グループホームと10人定員の認知症対応通所介護施設の整備が計画をされております。

そして、特定入所者生活介護につきましては、現在大口町の中に軽費老人ホームが1カ所、さらにはケアハウスが1カ所ございます。あわせて70人定員の規模の施設が既に整備されておりますので、新たに施設整備をしなくても対応が可能であるということで、こちらの方は計画

の中には入っておりません。

(3 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 柘植満議員。

3 番 (柘植 満君) たしかグループホームをもう 1 ヲ所つくられるというふうに、去年、おとしでしたか、そういう状況ではなかったかというふうに思いますが、その後、そのことに関しましては何も進展がしていないような気がするんですけども、いかがでしょうか。

議長 (齊木一三君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) グループホームは、今回の第 4 期計画の中でそういった形で設置を求めていくということで、現在のところ、まず平成 22 年度におきましては、実際に大口町においてグループホームをやっていただける法人の募集に着手をしていきたいと現在のところは考えております。

(3 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 柘植満議員。

3 番 (柘植 満君) ありがとうございます。

厚生労働省の国民生活基礎調査 (2007 年) ですけれども、介護者と同居している家族のうち、介護者側の年齢が既に 60 歳を超えた割合が 58.6% であります。また 65 歳以上の高齢者が高齢者を介護する老老介護の世帯も、介護を行っている全世帯の半数を超えたとされておりまして、高齢者が安心して自宅でいつでも介護サービスが受けられるよう、在宅介護支援の大幅拡充が必要だと思っております。本町における老老介護の実態はどのように把握されておりますでしょうか。

議長 (齊木一三君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 老老介護ということがございますけれども、現在老老介護の実態につきましては正確な数字を把握していないのが現状でございます。そういった中で介護支援専門員や地域包括支援センター、さらには高齢者福祉協力員の協力を得て実態の把握に努めていくという状況でございます。

平成 19 年に介護保険事業計画を策定するために調査をいたしておりますけれども、その時点では、75 歳以上の主たる介護者につきましては介護者全体の約 16% を占めておるというデータが出ております。

(3 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 柘植満議員。

3 番 (柘植 満君) 今回の調査を行いましたけれども、いろんなところで調査を行わせていただきました。介護を受けておられる側のいろんな調査もいただきました。そういう中で、昼

間はデイサービスに通わせていると。しかし、夜はどうしても自宅で面倒を見なければならない。その方も年齢からすると老老の方に入りますけれども、夜中10分置きに起こされたりしますと本当に精神的なストレスというものが大変多いというふうに訴えておられました。その中でお話をしていると、今後、今の状況がどうなっていくんだろう。自分としては、もうこれ以上親の面倒を見ていくということが本当に大変なことだということで、今こういう体制でデイサービスに行きながら見てもらっているけれども、これがまた変化していくと自分はこういうふうに対応していったらいいのかというところを悩んでおられました。そのときに、今大口町には包括支援センターがありますので、そこでしっかりと御相談をいただければそんなに悩まなくてもいいですよというふうにお話をしましたところ、そうですかと言って安心をされました。本当にそういった形で、今、包括支援センターがありますけれども、その中でもどこまで相談したらいいのかというところを悩んでいらっしゃる方が多いんだということをもっと痛感いたしました。

そこで、24時間365日サポートするための在宅介護支援強化のためにも地域包括支援センターの役割強化が要請されます。その対応について伺いたいと思います。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 地域包括支援センターの基本的な業務について、まず少し述べさせていただきますけれども、地域包括支援センターにつきましては総合相談、それから高齢者虐待防止、介護支援専門員への支援、そして要支援1、2の介護予防ケアマネジメント、こういったものについて業務を進めてまいります。

そして、御質問いただきました在宅介護支援につきましては、確かにおっしゃられるとおり地域包括支援センターで24時間体制というのは、実際に夜間等に電話等をいただいた場合、そういった部分での疾病等、さらには相談の内容はいろいろあるかと思えますけれども、対応をするという形の中では救急車を呼んで対応していくということが想像できるわけでございますけれども、地域包括支援センターとしての基本職務を行っていくためには、24時間365日体制というのは必要ではないと考えております。そういった中で在宅介護、そういった部分については、またこれからの課題ということでは考えております。以上です。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 私も包括には何度もいろんな相談に行かせていただきましたけれども、大口町では本当に早い対応に相談者の方々がとっても喜んでおられました。しかし、全国の今回の調査では、介護予防のケアプランの作成で手がいっぱいだというところで、ほかの事業まで手が回らないということが浮き彫りになっております。介護予防作成は本当に根気の要る作業

であります。かなりのウエートを占めるということでもあります。今の包括支援センターの中で一番重点になっているのは予防の作成プランということではないかと思えますけれども、大口町でもそういう状況なのかどうかお尋ねしたいと思います。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） まさに地域包括支援センターでは、要支援1、2の方を対象に行っております。そういったケアマネジメントという中では、本当に要介護と、要支援から要介護に移らないようプランを組み立てていく。御質問にありますように、本当にそれについてはたくさんの時間をかけケアプランをつくっておりますけれども、現在、大口町でできる部分というのは60名分までなんですけれども、現在はそれ以上の件数を抱えております。そういった部分については、外へお願いをしていく中で対応しておるといような状況でございます。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 介護プラン、予防プランとかを立てられる場合には、本当に何度も高齢者宅を訪問して利用状況を確認したり、そして問題があればまた頻繁に足を運ばれるという状況ではないかと思えますが、こうした業務の実情を考えると1ヵ月に二、三人の担当なら可能ですけれども、10人から20人担当していくと状況は苦しくなっていくというようなことが言われております。そうした中で、またほかにあらゆる相談が寄せられて、またさまざまな対応をしなければならぬというのが実情であるということでございます。

ひとり暮らしの高齢者が認知症になったりすると食事ができていなかったり、冷蔵庫が空っぽだったりとか、そして認定の申請の手续に身内の人を探したり、申請の手续等がとても大変なことになるかと思えますけれども、本町ではそういう状況はいかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 確かにそういった状況の方はお見えになります。そういった中で、どちらにしてもまず御相談に来ていただいた方のところから話は始まりますけれども、そして現実には、大口町の場合はそういった相談があった場合、まず家庭を訪問させていただいておるとい現状もでございます。

そういった中で、確かに地域包括が抱える相談件数というのは本当にたくさんございます。でも、相談のあった件数については皆さんに少しでもお役に立てるように、さらにはそういったサービス、介護認定の申請、いろんなことを訪問する中で御説明をさせていただいて現在は対応させていただいておると私は思っております。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） こうしたいろんなケースを日常的に扱っておられるということになりますけれども、最近では認知症のほかに低所得者の経済問題、こういった形で支援、困難家庭というところもふえてきているのではないかなというふうに思いますけれども、そういった対応も大口町ではいかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 低所得者というところでございますけれども、介護保険制度の中では、いずれにいたしましても、それぞれ低所得者に対する軽減措置はいろんなものがございます。そういった中で軽減のお話をさせていただいているという状況でありまして、特に大口町が単独で軽減を持つという、介護保険における横出しと私どもは言っておるんですが、大口町の場合はそういった部分でのあれは現在のところはございません。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） ありがとうございます。

この地域包括の現状と課題についてということで、淑徳大学の総合福祉学部の結城康博准教授はこのようにおっしゃっております。先ほどもおっしゃいましたように地域包括支援センターの現状は、要支援1、2を中心としたケアプランは、事実上の介護予防センターというふうになってしまっているということで、本当に高齢者の総合相談支援、そして包括的ケアマネジメント事業などはもう3割ぐらいしかないというふうに言われておりまして、もともとこの地域包括支援センターが期待された業務というのは、介護予防のマネジメント、そのほかに高齢者の総合相談窓口、そして高齢者虐待の相談、調査、また地域のネットワークづくりというものが含まれます。むしろ、今言いました最後の方の高齢者の総合窓口相談云々からそういったところが重要である、そういった機能が大変重要であるというところでありまして、介護予防に関する仕事が多くなってしまいますとほかの業務がおろそかになっていくということにつながっていくということで、介護保険はあくまでも社会保険でありますので、契約主義ということで自分からサービスを使いたいというふうに申請をしない限りはサービスの対象になっていかないというのが現状だと思います。そうしますと、そこから抜け落ちる方たち、高齢者が必ず出てくるのではないかとということで、先ほどの認知症や低所得者の高齢者、また虐待を受けている方々ということにつながっていくのではないかと。今後ますますこういったところがふえていくというふうに言われております。

介護保険には、今言ったような方たちがサービスをつなげていくという機能はありません。そういうことで、これまで高齢者をサービスにつなげる作業は自治体が、大口町の福祉の担当の方たちが今まで行ってきておりました。今は地域包括支援センターが役割を担っております

けれども、その6割が大体民間委託だということでございます。大口町も今回ハートフルの方に委託をされるということでございます。別に民間委託が悪いということではありませんけれども、高齢者とサービスをつなげる役割は本来公共が担うべきであり、明らかに自治体の役割が民間委託によって後退をしていくというふうにこの先生はおっしゃっております。そして自治体の仕事というものは、監督が主となってしまって、そして介護現場から少しずつ引いてしまうのではないかと。そして、民間に業務を丸投げしてしまうということになってしまっはいけないというふうに指摘をされておりますけれども、大口町としても4月から新しい形になるということでございます。そのことについては今どのようにお考えでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 確かに地域包括支援センターにつきましては、4月から社会福祉法人に委託として出してまいります。そういった中で、大口町の場合は委託を平成18年の段階で考えていく中で、実際に行政と委託後のことを考えて3年間という、現実には今年度を入れますと4年間という月日を費やす中で準備をしてまいりました。さらに今後、地域包括支援センターを委託に出した後はどうしていくか、これにつきましては、本当に受けていただく社会福祉法人、さらには大口町の立場の中でいろいろ協議、さらには理事会の中でもいろいろ協議をさせていただきました。町といたしましては、まず一番大切なものというのは個々の情報関係の問題がございます。そういった部分につきましても、全面的に町と連携をとっていく形、そしていろんな施策につきましても、本当に委託したから知らないという形ではなくつながった形で、今後も地域包括支援センターは委託であるけれども町と一緒に歩いていくという基本的な考えは持っております。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 本当に介護を受けている方々にとりましては大変頼りにされている包括支援センターだと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の調査結果に進みますけれども、病院や施設に入所するのではなくて、住みなれた我が家で介護を受け続けたいというふうに希望をされている高齢者も数多くおられます。このために公明党は訪問介護サービスを大幅に拡充させて、24時間365日利用できる体制を提言しております。

全国の市町村の担当の方にお尋ねをいたしました。その調査結果からは、今後充実していきたいサービスということで複数の回答をいただきましたけれども、小規模多機能型居宅介護、そして認知症対応型グループホーム、これが一番多くて4割を超えました。介護老人福祉施設、特養も4割近くありました。このほかに短期入所生活介護、そして訪問介護に力を入れていき

たいという自治体が多くございました。

地域で暮らせる環境を拡大するために、その役割を担う小規模多機能型居宅介護事業の設置に向けた取り組みをどのようにお考えでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 小規模多機能型居宅介護サービスにつきましては、今期、平成21年度に策定されております第4期介護保険事業計画には入っておりません。ただ今後、先ほど来出ております24時間365日、そういった部分、いろいろな視点からとらえていきますと、大口町としても調査・研究はしていかなければいけないのではないかと現在のところは思っております。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） ふえ続ける男性の家族介護者というのが、今大変ふえているようでございます。加害者の約4割が息子というこの現実、いろんなニュースでありますけれども、男性ならではの悩みの傾向、そして深刻な課題が浮き彫りになってきておりますけれども、介護をめぐる事件で、加害者のうち定職を持たない男性介護者が6割を占めるそうです。そして介護を機に離職して収入を失って、経済的に追い詰められる介護者という姿も浮き上がってきております。今のこの介護保険制度では家族介護が評価されていないということで、家族介護者の生活支援が大変重要になってくるといふふうに思われますけれども、その認識と対応について伺いたいと思います。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 家族介護でございますけれども、実態は御推察されとおりかと思っておりますけれども、現実には、最初にお話がございましたように10分置きに起こされる云々、そういう中でたまたまあった事例でございますけれども、思わず自分の親であるけれども殴ってしまう、そういったこともございました。大口町は当初からでございますけれども、在宅介護を進めていきたいという形の中で基本的な方針を持っておりますので、御心配されておる部分につきましても、在宅の中で実際に介護してみえる方たちに対しては介護者教室、さらには介護者慰労といった事業も行っている形の中で進めておりますので、そういった部分につきましてはこれからも充実してまいりたいと思っております。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） この小規模多機能型居宅介護事業というのは、通いと訪問と宿泊、この3サービスを柔軟に組み合わせて在宅介護を支援する事業だということでございます。そこで

高齢化率が30%を2025年には超えるというふうに予測をされておまして、全国に3万カ所、そして一日に60万人程度の対応能力が求められているという状況でございますけれども、現在はその3万カ所に対しまして、全国2,200カ所というふうで4万人分の対応能力しかないというのが実情であります。

最初政府もこれをしっかりと本当に広めていかなければならないというふうに打ち出しをいたしましたけれども、それが進んでいかなかったという現状がございます。そういう進んでいかなかったところの課題、そして改善策は何だと思われておりますでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 小規模多機能型でございますけれども、この施設につきましては、今おっしゃられたように泊まれて、ゆっくり休めて、通所できると、本当に言うことはないような施設でございますけれども、ただこれを実際に利用していきこうという形になりますと、現在問題になっているのは、予約をして月幾らという単価を、使おうが使うまいが払っていくという形になっております。そういった部分では、今回公明党さんの方でも国会の方でもそういった話をされてみえると思います。逆に言いますと、私どももそういった部分を改善していただけるように逆にお力をいただきたいと、そうすれば小規模多機能型といった施設はまだまだこれから多くの自治体の中で整備の検討がされてくるかと考えております。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） いろんな問題点があってもなかなか進まなかったというのは現実でございます。本当に運営が安定するまでの資金援助、また介護スタッフの処遇改善、こういったものも対応していかなければならないということはわかっております。

公明党の参議院の質疑では、厚生労働大臣の答弁、その中にはまだまだふやしていく必要があると、そして2年後に介護報酬と診療報酬の同時の改定があるので、そこで医療との連携も含めて大きく変えたい。そこでのポイントは小規模多機能の普及促進だと。そして、24時間の巡回型サービスも重要だと考えますけれども、今後の拡充にはかなり大きなてこ入れが必要だというふうに答弁をされております。また、参議院本会議でも、山口代表の提案に対しまして鳩山総理も小規模多機能型の普及促進のほか、介護3施設の倍増などの提案も行って、そして加速度的にふやしていかなければならないというふうに前向きな答弁をされております。

この地域密着型は、私たちの利用者の立場から考えますと、将来的には小学校区に一つは必要になる、これは最初からそういうふうに言われておりましたけれども、大口町にもぜひ、やはり突然でも対応していただけるというところのよさもございますので、小規模多機能型施設、ぜひ今後計画をしていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 小規模多機能につきましては、先ほど申し上げました、実際に利用者にとってはある意味使いにくいという部分がございます。そういった部分が当然、平成23年度で介護保険制度もまた見直しがされてくるだろうと思います。そういった中でどんなような形になってくるかということも考えながら、町としては最初にお答えさせていただきましたように、私どもも勉強をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 次の調査結果からでございますけれども、介護事業者に介護保険制度で見直しが必要な点というところを聞いたところ、60.5%が事務量の軽減というふうに答えてありました。また、要介護認定についてのあり方に意見が多かったのが、認定審査に時間がかかるということで7割弱で一番多いということでありました。

本町における保険手続などの事務処理の実態、そして時間がかかり過ぎるとされる要介護認定審査の問題点と対応策については、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 介護認定審査の問題点につきましては、介護認定がおくれることによりまして介護事業者への入金が遅くなったり、国民健康保険連合会や各サービス事業者間の事務が非常に煩雑になってまいります。

要介護認定申請の事務手続につきましては、御存じかと思えますけれども、新規の場合には介護保険制度の内容説明や本人の心身状況等をお聞きして申請の手続をしていただいております。大口町の場合、申請後、通常はおおむね1週間以内に介護認定調査のために申請者の御自宅や、病院に入院されてみえる方もございますので、訪問をして一次判定を行っております。申請と同時に、大口町から申請者の主治医に対して主治医意見書の作成を求めています。大口町の場合は、月に2回開催する医療、保健、福祉の分野の方5名による介護認定審査会において、一次判定の結果と主治医意見書により審査判定を行っておるのが現状でございます。特に、大口町でもどこの自治体でも同じかと思えますけれども、新規申請は緊急を要するケースが多くあります。何とか最短2週間で認定をしていくというような体制を現在のところはとっております。

そして、事務処理上の問題点につきましては、主治医に対して2週間以内での主治医意見書の作成を御依頼しておる状況でございますけれども、病院に依頼した場合、時間がかかって期限内に作成されて大口町に届かないということもあります。こういったことで、これは全国的な問題ということになっておりますので、大口町としましては、平成22年度において一応尾北

医師会と連携する中で介護認定審査及び主治医意見書作成、そういった部分の研修が行えたらということをご計画しております。

(3 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 柘植満議員。

3 番 (柘植 満君) 大口町としては、本当に早い対応に力を入れていただいているということでもありますけれども、なかなか主治医とのそういったところが少しおくれしてしまうという場合もあるというふうに受け取りましたけれども、皆さんが一番多かったのは、介護保険の申請から認定までの時間が長いので、早急なサービスを利用したい方々は何とか時間の短縮の手だてを講じていただくようお願いしたいというような声が一番多かったということでございますので、どうかいろんな対応をしていただいて、皆さんのそういった対応にもよろしく願いをしていただきたいというふうに思います。

それから 3 番目ですけれども、認知症予防の施策についてということで、介護保険制度が始まる時にいろんな介護予防対策というものが行われてまいりました。介護予防対策の拡充として、大口町でもいろいろやられていると思いますけれども、現在実施されております予防策の現状、そして今後の取り組みというのもお聞かせいただきたいと思います。

議長 (齊木一三君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) まず介護予防の現状と課題につきましては、平成18年の介護保険法の改正により開始された介護予防施策として、特定高齢者介護予防事業と一般高齢者介護予防事業の二つがございます。

そういった中で、特定高齢者介護予防事業は、毎年 7 月から10月に行われる基本健康診査や基本チェックリスト及び生活機能評価により、支援や介護が必要になる可能性が高い方を対象としております。具体的には運動機能等の向上を目指した「ほほえみ教室」、それから閉じこもりやうつ病の改善を目指した「ほほえみ訪問」、それから口の健康維持を目指した「はつらつお口教室」を実施しております。

次に、一般高齢者介護予防事業としましては、運動機能の向上や生きがいづくりを目標として町内 3 地区の学共で現在「しなやかお達者の会」などや老人福祉センターで行っております「はつらつ健康体操教室」を実施しております。また、口の健康維持や栄養改善を目標とした「おいしく食べられる健口教室」も行っております。

そういった中で課題につきましては、非常に高齢者がみずから介護予防に取り組もうという意欲が低いのではないかとということが第一に考えられます。今後につきましては、広報での啓発や地区の老人クラブ等の活動に出向き、介護予防の必要性を自覚してもらえるような取り組みを進めながら、健康生きがい課と戸籍保険課が連携を図って総合的な予防施策の研究をして

まいりたいと、現在のところ考えております。

(3 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 柘植満議員。

3 番 (柘植 満君) 元気な方で、意識がある方たちはそこら辺のところのいろんな行事に参加されますけれども、基本的にはそういうところに意識のない方がたくさんおられるというふうに思います。

そういった中で、これは平成15年9月ですけれども、閉じこもり、そして認知症の予防対策に回想法の導入を提案させていただきました。その後の取り組みはいかがでしょうか。

議長 (齊木一三君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 以前、認知症の予防対策として回想法の導入を提案いただきました。そういった中で、介護者の方々とともに一度先進地の北名古屋市を見学させていただきました。現在回想法というものは、専門知識がある者がプログラムに沿って継続的に実施を行う認知症の治療法として確立されてまいりました。

そういった中で、大口町では回想法を認知症予防の手法の一つといたしまして、町内のデイサービスを行っている事業者やデイケアを行っている事業者に、歴史民俗資料館を活用することによって、それぞれ皆さんの昔のことを思い出したり、会話をしていただくことによって認知症の進行をおくらせるように取り組んでおるといところが現状でございます。

(3 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 柘植満議員。

3 番 (柘植 満君) 最近もこの回想法の取り組みがテレビで紹介されておりました。最初ちょっと講習をしっかりと受けてやるわけですけれども、本当にそんなにお金もかかりませんし、またこれを一度しっかりとやり方を覚えていただければずっとやっていただけるというふうになりますので、この回想法によって、この間のテレビの中では全く無表情で言葉も出さない方たちがだんだんお元気になられて、表情が豊かになってというふうで変わっていかれるわけですね。だから、このような効果が期待されているということで、この北名古屋市、まだ合併する前でしたけれども、本当に皆さんが元気になって、そして高齢者と家族の地域のかかわりというものができてくるということを紹介をさせていただいたと思いますけれども、こういったところの介護予防ということも本当に医療の抑制にもつながっていく、そして地域がいろんな形でネットワークができていくということもありますので、もう少し本格的に取り組んでいただけたらなというふうに思いますので、そこのところも今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

そして、また回想法だけではなくていろんな取り組みがありますね。音楽療法とか園芸療法

とかさまざまあると思います。音楽療法も過去に質問をさせていただいて提案をいたしましたけれども、体を動かすこと、そしてまた、その中で歌うことというのが大変認知症とかにも医学的にもいいというふうに証明をされているということで音楽療法、これは大口町での現状はいかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 音楽療法ということでございますけれども、実際音楽療法というのは、先ほど申しましたようにデイサービス、さらにはデイケア、そういったところの中で、各事業者の中でいろいろ実際に歌を歌ったりとか、それにあわせて体を動かすといえども、ボール、紙風船ですとか、そういったもののキャッチとかそういう形の中で音楽をうまく生かしたサービスというんですか、そういった部分は行われております。ただ大口町といたしましては、音楽療法をこういった形で進めてほしいとか、そういった基本的な部分での方針というのは現状定めていない状況であります。いろいろ介護予防という視点からとらえていけばたくさんの方があろうかと思えますけれども、そういった部分につきましては、これからも私どもの研究、さらには勉強していく課題として考えていきたいと思えます。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 音楽療法士ということで、音楽療法に対しまして、音楽に加えて医療、福祉、教育、そういうカリキュラムが定められていまして、それを勉強して音楽療法士という資格が得られます。これで、本当にこれから今後こういった音楽療法士というものも、高齢化社会になっていくというのは目に見えていくわけですから、あらゆるところの手を打っていくべきではないかというふうに思います。それで先駆的な取り組みということで、以前は、私が15年の一般質問をさせていただいたときには250万の補助金が出されておりました。そういった形で、いろんな音楽療法士に力を入れられておりましたけれども、これから本当に必要になっていくというふうに思います。ぜひ音楽療法士の育成というものについて取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 音楽療法士、さらには先ほどありました回想法の専門的な知識を持つ人、いろいろ当然必要になってくるかと思えますけれども、私どもとして音楽療法士の育成までは現在のところは手がけるという考えは持っておりませんが、特に音楽療法の場、障害を持たれるお子さんとか、そういった分野に非常に活用されております。そういった中で資格を持ってみえる方というのは、大口町でも障害に係る分野では先生にいろいろお願いをして事業も展開しておるところでございますので、特に育成にまでという形は現在のところ

ろは思っておりませんので、よろしく願いいたします。

(3 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 柘植満議員。

3 番 (柘植 満君) 効果といたしまして寝たきりを減らしていくと、そして医療費の削減、そして子供さんの自閉症にも大変効果があるということ、そして脳血管障害にも大変効果があるというふうに、大変幅広いものでございますので、いま一度こういったところの取り組みも研究をしていただきたいと思えます。

次に、4 番目の共助によるボランティア活動の推進についてお尋ねをいたします。

3 年間介護保険を利用しなかった元気な高齢者の介護保険料のサービス、そして利用者の負担を軽減するシステムの導入や介護ボランティアに参加された高齢者にはさらに軽減するシステムというものを公明党は提言をしておりますけれども、東京都稲城市では、介護ボランティアに参加した方々にポイントを与えて、それを介護保険料の軽減に結びつけるという施策を行っております。ここが一番最初に手がけたというところでございますが大変有名になっているところでもありますけれども、この稲城市では、さらに一般のボランティアにもポイント制度を広げていこうということで評価をしていこうという取り組みを始めておられます。

過去にも「お元気チケット」ということで提案をさせていただきましたけれども、考え方は同じでございます。介護保険を利用しない元気な高齢者の中には、保険料の支払いに不満を感じているというところは大変多いということでもあります。介護予防を評価するという観点から、「お元気ポイント」または「お元気チケット」、言い方はさまざまでございますけれども、介護保険料やサービス利用料の負担を軽減するシステムの導入についていかがお考えでしょうか。

議長 (齊木一三君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (村田貞俊君) 介護保険制度につきましては、介護という問題を皆さんで支え合っていく制度でございます。まさに自助、共助が基本になっておるかと思えます。そういった中で、高齢者みずからが介護が必要にならないように努めて、住民と行政が地域ぐるみで介護の必要な高齢者を支えていくことであると考えております。

介護保険を利用しない元気な高齢者や介護ボランティアに対して、元気ポイントにより介護保険料を軽減するのではなく、むしろ町としましては、介護サービスを利用しない元気な高齢者がふえていくことによって、皆さんの介護保険料が少しでも安くなっていくというところに目標を置いて努めていきたいと考えております。

そして、介護支援ボランティア活動につきましては、元気な高齢者が介護者等への介護支援を行っていくシステムだと思えますけれども、これについては私もうっかりしておりましたけれども、平成19年5月に介護保険地域支援事業として介護支援ボランティア活動を推進する事

業を行うことが明確化されてきております。そういった部分で、今後先進地の事例等を一度調査させていただいて、実際に困ってみえる人のほんのちょっとした部分でのお手伝いができる介護支援ボランティアは必要ではないかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(3 番議員挙手)

議長 (齊木一三君) 柘植満議員。

3 番 (柘植 満君) 介護ボランティアと一緒に答弁をしていただきましたけれども、高齢化社会におきましては、これから元気な高齢者が支えとなる取り組みが必要だということで、ボランティアとして、介護支援を行った場合に活動実績をポイントとして、このポイントの人に介護保険料や介護サービスの利用に充てるということがこの介護ボランティア制度ということでございます。

今御答弁をいただきましたけれども、この介護ボランティア制度ということで、国の方もこういう制度がありますよ、使ってくださいねというふうで通達が19年の5月に各市町村にしております。そういうところでどんどん広がりを見せてきたということでありまして、今たくさんの方がこういった制度を利用して始めていっておられるという状況であります。

まず19年の9月から稲城市が初めて行われて、その後、東京の千代田区やら、東京中心から始まりまして世田谷、品川、そして足立区、八王子、いろいろと広がっております。そして、愛知県でもスタートをしております。津島市、そして佐賀、唐津、島根というふうにいるところから、19年にこういう通達がおりてから広がってきたというふうになっております。

昨年でございますけれども、導入予定を含めると昨年で30近い市町村に取り組みが広がっているということで、4月21日付で読売新聞に載っております。介護ボランティアということで皆さん、先ほども言いましたけれども、「高い介護保険料を払って、その見返りは何にもないわなあ、何かちょっとあったら、わしらもちょっと元気になるんじゃないか、気分だけでも」というお声も実際にはお聞きしております。そういったところでお元気ポイント、それにお元気チケットと一緒にこの稲城市は利用されているということでございます。

介護ボランティアというのは、今後高齢化社会の中でどんどん元気なお年寄りもふえていくわけでございますので、そういった方たちが、とにかくお元気な方がますますお元気になっていくというのは、大変社会づくりの中で必要ではないかと思ひます。高齢者のボランティア活動につきましては支援ボランティア制度というふうになっておりますけれども、考え方としては高齢者の介護予防というのが一つ大きくあります。そして二つ目に、住民相互による地域に根差した介護支援などの社会参加活動、そして三つ目に、にぎわいにあふれる地域づくりなどを同時に実現することを目指した取り組みというふうには厚労省の保険計画、企画の中に書いてご

ざいます。元気な高齢者が地域に貢献できるような多様な取り組みを推進していただきたいと考えておりますというふうに通達が来ておりますけれども、もう一度どうでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 最初にお答えさせていただきましたように、介護支援ボランティア制度ということで、制度については本当に考えていきたいというところは思っております。

ただ、介護支援といえますと、ある意味、きょう全く初めて私はこういったことでボランティア活動をしたいといえども、まさに相手の方は介護を必要とする方が対象となってまいります。そういった部分では、やはり少しでもそういった経験がある方、またはそういった知識のある方、そういった部分が必要になってくるのではないかなというところも思っております。ただ、幸いにして大口町におきましては、毎年尾北医師会がホームヘルパー2級養成講座、さらには大口町も平成15年度まではヘルパー養成講座というものをやっております。そういった中で、今後介護支援ボランティア云々を考えていく中で、現実には皆さんがそれぞれのところで仕事につかれて活躍をしてみえるかと思えますけれども、そういった中でそういった志を持つ方もお見えになると思えます。そういった部分の中で、今後、一度そういった介護支援ボランティアという部分を考えてみたいと思っております。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） この介護問題に詳しい高齢社会をよくする会、樋口恵子さんがおられますけれども、この方が御自分の大病で要支援の認定を受けたことを体験されました。そのことでこれから政治が果たすべき役割、課題についてということで述べられておりますけれども、「介護という分野にもう少し人材とお金を回すことである。そして介護従事者の処遇改善、そして介護は命の安全保障であるので、社会全体で、また国を挙げて取り組まなければならない」というふうにおっしゃっております。さらに老老介護、そして認知症の認知介護を考えると、自宅の介護者に対するサポートをもっと手厚くすべきであるということで、「介護者が休養できるように、介護者が倒れてもすぐに代替の介護者が手配できるように介護者の救急車体制というふうな整備が必要である」というふうにも訴えておられます。そのためには、ボランティアも必要になってくるのではないかなというふうにつながっていくかと思えます。

また、仕事を続けながら介護できる介護休業制度も整備していかなければならないというふうに提言をされておりますけれども、まだまだ今の提言には課題もたくさんあるというところは現状ですけれども、この介護休業制度というのも今後必要になってくるのではないかなというふうに思っております。

総点検で鮮明になったことを申しますと、まず介護施設の不足、そして在宅支援の不足、介

護労働力の不足ということが浮き彫りになったわけでありましてけれども、今後、在宅24時間体制の整備に本当に力を入れていただきたいというふうに思います。

中日新聞にも昨年載っておりましてけれども、介護保険制度が始まった2000年から昨年10月までの10年間で、全国で高齢者介護をめぐる家族や親族間での殺人、また心中などでこの被介護者が死に至る事件が少なくとも400件に上るといった状況であります。事件は、肉親の介護を背負った家族が疲れ果てた末に起こしているケースがほとんどということで、加害者となった介護者のうち4割は執行猶予判決を受けているということでございますけれども、行政や周囲の支援を受けられずに孤立し、親や配偶者と死を選ぼうとした姿に同情する検察官もあるというふうなことが今の現状でございますので、本当にもっともっとたくさんのアンケート調査がございましたけれども、一部それを取り上げさせていただいて質問をさせていただきましたけれども、今後とも今いろいろさまざまを提案させていただきましたけれども、しっかりと前向きに御検討いただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（齊木一三君） 御苦労さまでした。

会議の途中ですが、10時50分まで休憩といたします。

（午前10時38分）

議長（齊木一三君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時50分）

酒 井 久 和 君

議長（齊木一三君） 続いて、酒井久和議員。

14番（酒井久和君） 改めまして、おはようございます。

14番議席の酒井久和でございます。御指名をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

町有地の処分を検討する審議会の設置についてと題しました。

平成14年から、下小口地区地内で整備事業を当時の区長さん、お亡くなりになりましたが尾関道弘氏の指導をいただいて、地域の関係者が昭和54年国土調査において筆界未定地が荒地地になっている、また近隣に大変迷惑をかけ、雑草が茂り、環境もよくない、そのために筆界を確定し、所有する土地を整備いたしましたものでございます。この場所につきましては、中学生の通学道路にもなっておって、毎年消防署からの御指導もいただいて、雑草や立ち木の処理に係者は大変困ってみえたところでございます。その整備につきましては、所得税基本通達33の

6の6による法律の規定に基づかない区画形質の変更に伴う土地の交換分合の適用を受け、地形を変更しながら通学道路となっている現在の道路の拡幅整備をすることにより、地域の利便性を向上させ、日常生活に貢献できると、こういう思いによって進められたものでございます。

この事業も先般、3月4日に下小口学共において関係者全員の登記確認をもって終了をいたしましたということでございます。これは、関係者はもとより、その間、町長を初め担当の職員の皆様方には格別の御支援、御鞭撻をいただきました。この場をかりて厚く御礼を申し上げます。

この事業を進めていく間にいろいろと方針の変更や分権譲与の関係で修正を行ってまいりました。その事業を進める中で気づいたこと、または土地に関係する問題について質問をさせていただきたいと思っております。

一つ目は、道路拡幅部分と廃止水路との交換についてと題しました。

関係者が道路拡幅部分を寄附いたしましたのですが、廃止水路との交換ができませんでした。一般的には既存の道路のかわりに新たな道路をつくる場合、新たな道路は寄附により町所有となります。したがって、廃止道路は寄附を受けたことにより無償譲与で処理されていると思っておりますが、道路と水路では交換ができないのかお尋ねをいたします。これにつきましても、廃止道路とかあるいは廃止水路とかいろんな組み合わせがあると思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長兼都市整備課長（野田 透君） それでは、酒井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

道路敷及び水路敷の交換は、国有財産法第28条第2号の規定に準じ、従前の機能が交換後においても、機能面・利用面において支障がない場合に認められるものでありまして、利用目的が同一の場合に限られております。したがって、道路と水路との交換はできませんので、よろしく願いいたします。

また、現在及び将来において利用する見込みがない道路、あるいは水路の交換は予定しておらず、この場合には払い下げという手続をとりますので、御質問のケースは、道路拡幅部分と廃止水路との交換という手法ではなく、道路拡幅部分は寄附、廃止水路敷は有償譲与ということになります。

なお、道路と道路、水路と水路の交換につきましても、事務上は寄附と譲与という処理をとっておりまして、譲与財産より寄附財産の方が高額となる場合には無償譲与ということになりますので、よろしく願いいたします。

（14番議員挙手）

議長（齊木一三君） 酒井久和議員。

14番（酒井久和君） 次に、個人地内にある道路、水路について把握できているかということですが、現在利用されている道路及び水路敷以外に、個人の地内にある道路、水路について把握ができているか、そしてそれはどのくらいあるか。

こういうことを申し上げますのは、実はちょっと私的なことですが、過去のこととなります。私ごとでしたが、先代が道路をつくって寄附をしたと。そして、その廃道が古い屋敷の中に残っておったと。それは、昭和20年代のことですが、それが10年ぐらいたって30年代半ばごろだったと思いますけれども、古い敷地、すなわち残地が屋敷の中に残っておるわけですが、それを払い下げるから買い取ってほしいというような要望が町からありました。それについては、父はこちらの道路を寄附したから、つけかえ道路として当然これは無償でもらえるものであるというふうで思っておったのが、それは払い下げで有償だということで苦い経験をしたというようなことを言うておりましたので、つけ加えてそういうことがあったということを皆さん方に知っておいていただくと。ということは、今後、個人敷地内にもそういう道路、水路があるとすれば、もしつけかえ等があるとかそういうことがあったときに、そういう処理が未然に防げるのではないかなというふうで思っておりました。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長兼都市整備課長（野田 透君） 個人敷地内にある道路、水路について把握できているかという御質問でございますが、御質問の道路、水路敷は赤線、青線と言われるもので地番が振られておらず、面積が確定されておりませんので、面積がどれだけあるのかということは把握してはおりませんが、公図上の位置につきましては把握した資料を持っております。

また今後、道路・水路の処理につきましては、個別に協議がありましたときに過去の経緯や状況について検討し、払い下げ、交換等、その状況に応じた対応をして処理してまいりますので、よろしく願いいたします。

（14番議員挙手）

議長（齊木一三君） 酒井久和議員。

14番（酒井久和君） 今の話とちょっと重複するかもしれませんが、先ほど部長がおっしゃいました赤線、青線はどうなっているのか、あるいは、もしそれをつけかえで未処理があるとすれば、どれくらいあるのか、そういうことについてお伺いいたします。

土地改良とか区画整理が行われる前のこともあったかと思いますが、各区あるいは区長さんの裁量のもとに道路の新設とか道路拡張とかということで、町道が民地の一部を使用しているところもあるように聞いております。そういうような個人名義の土地をそのまま使用しておっているのかどうか。また、そこの名義の方が相続されて、過去のことが詳しくわからなくな

っていってしまう。また、そういうものが共有で相続されたとき、大変複雑なことになっていくのではないかというふうに心配するわけですが、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長兼都市整備課長（野田 透君） つけかえ等で未処理のものがあるのではないかとこの御質問でございますが、未処理としては現在2件ほどあるというふうに把握しております。

把握しております件につきましては、地権者の方と協議により事務を進めているところであります。また、既に相続されているものにつきましては、相続人との協議をさせていただくということになります。

なお、現在は新規でつけかえ等の希望がある場合には事前協議の上、寄附と譲与申請を同時に提出をしていただいた上で、大口町財産管理規則第6条の規定に基づき、道路水路の管理者として建設農政課において、申請者による工事の完了確認から寄附と譲与に係る所有権移転の登記まで一切の事務を進めておりますので、つけかえを認めたものが未処理となるということはありませんので、よろしく申し上げます。

（14番議員挙手）

議長（齊木一三君） 酒井久和議員。

14番（酒井久和君） よく似た事例でございますし、これは議会にも発表されておったかとは記憶しておりますが、工場誘致、企業誘致をした場合、その敷地内の道路、水路の処理は全部済んでいるかどうかの確認をさせていただきたいと思えます。

これは、新生中学校建設に関係いたしますが、昔のままの地図を建設時に修正されたというふうに記憶しております。もし未処理があるとすれば処理しておくべきじゃないでしょうか。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長兼都市整備課長（野田 透君） 事前通告をいただいた後、誘致企業についての調査をいたしました。オークマを初め誘致企業の敷地について調査をいたしましたところ、道路、水路敷についての払い下げは完了しております。

操業を始めた後、数年を要したということでございますが、例えばオークマ、東久は昭和51年度までに、豊田紡、民生紡績でございますが、豊田紡、日本衣料については昭和49年度までに処理がすべて終わっておりますので、よろしく願いいたします。

（14番議員挙手）

議長（齊木一三君） 酒井久和議員。

14番（酒井久和君） 次に、払い下げについてお伺いいたします。

占用許可の物件以外についてでございますが、無償の貸与物件と有償の貸与物件があった場合、払い下げが発生したとき、その価格はどうなりますか。一般的に賃貸が発生している場合

は、それだけの権利が発生し、有償貸与物件のときは価格が低くなる、こんなふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 町が道路、あるいは河川等の用地を買収する際は、一般土木事業用地取得単価取扱要領に基づきまして行っております。土地の払い下げにおきましても、この基準により価格を決定しております。

具体的には、宅地の相続税評価額を基準として、路線価方式を採用している場合は路線価図により価格を求めておると。また、そうでない倍率方式による場合は、固定資産税の路線価を求めた上で倍率を乗じて得た価格を払い下げ単価としております。

払い下げ用地が雑種地あるいは農地の場合は、市街化区域、調整区域とも宅地価格をもとにしまして、雑種地の場合は9割、畑の場合は8割、田の場合は7割ということで価格を設定いたしております。したがいまして、無償貸与物件あるいは有償貸与物件かどうかということによる補正というのは行っておりません。

（14番議員挙手）

議長（齊木一三君） 酒井久和議員。

14番（酒井久和君） この物件についてはどれくらいあるのでしょうか。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 有償の使用の件数といたしましては20件、それから個人の無償使用につきましては5件ということで、さらに公的な機関が使用しておるものにつきましては4件、最後になりますが大口径町の会社以外ということのものが5件ということで把握いたしております。

（14番議員挙手）

議長（齊木一三君） 酒井久和議員。

14番（酒井久和君） いろいろな過去の流れがあるかとも思いますけれども、有償、無償、そこら辺のところも十分に把握していただいておりますということですが、そこら辺のところも不公平のないようにしていただきたいというふうに思います。

それから次に、財産処分についてお伺いをしてまいりたいと思います。

自治法第9節の財産の管理及び処分、第237条でございますが、この法律において財産とは公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。2項として、第238条の4の第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例または議会の議決による場合でなければこれを交換し、出資の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、また適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けてはならないとあります。そこで、ここにある適正な対価に

ついてどのように判断されているかをお聞きしたいと思います。

例えば、これも先ほどちょっと部長の方からお話に出ましたが、相続の場合ですと路線価基準というのが適用される、こういうことだと思いますが、そのときには土地の物件の形成要因、こういうものも十分に配慮されているんじゃないかと思います。道路についているとか、あるいは舗装されているとか、あるいは駅だとか生活に密着している施設があるとか、あるいは都市インフラ、下水とかガスとか水道とかが整備されているとかいうようなこと、いろんな問題が加味されて、遺産相続の対象になってくるんじゃないかなというふうに思いますが、この条例によると適正というものに対する考え方をお聞かせ願いたいと思います。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 適正な価格についてということで、どのようなものかということで御質問いただきまして、財産を処分する際の適正な価格ということですが、御存じのように土地の価格を示すものとしたしましては時価、いわゆる鑑定評価によるものや、さらには国土交通省が毎年公示しております、1月1日が基準日ですが公示価格、さらには相続税や贈与税を算定するために国税庁が定める、これは毎年7月1日が基準日ですが相続税路線価と、三つ目が都道府県が公示する地価調査、これは9月下旬公示だそうです。最後に、市町村の固定資産税の基礎となります固定資産税評価額というようなことで、主に四つございます。

議員さんが言われますように、地方自治法第237条において、財産は適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けてはならないということでありまして、しかし、どれを適正な価格と見るかは、その目的や土地の規模等を勘案しまして客観的に判断する必要がありますが、公的な土地の価格はいずれも鑑定評価等を基準として算定がなされています。したがって、廃道敷や廃川敷に係る普通財産を払い下げの場合は相続税路線価等を基準として算定しまして、宅地以外の物件については、補正割合を乗じて減価し、払い下げ価格を設定していますので適正な価格であるというふうに考えております。

（14番議員挙手）

議長（齊木一三君） 酒井久和議員。

14番（酒井久和君） この適正な価格につきましては、対象者と執行側ということで価値判断が相反する場面が出てくる、こういうふうに思うわけでございます。そこら辺のところは十分な話し合いが必要ではないかと、また後でお話をいたしますけれども、情報公開の昨今でございます。十分な一つ調査・分析をしてやっていただきたいと思っております。

それから、土地の鑑定評価の取り扱いについてお願いをしたいと思います。

今回進めた事業の中で払い下げ価格と鑑定評価の差がございました。その見解をお聞きした

いというふうに思います。鑑定評価につきましては、税務署へ土地の評価届け出が必要ということで、関係者がみずから行ったわけですが、鑑定評価については、執行側の方は、町側といたしましては取り上げてはいただけなかったということで、そんな経緯がございますのでお知らせをいたしておきます。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） 鑑定評価の取り上げ方というんですか、そんなような趣旨の御質問をいただきました。払い下げ価格と鑑定評価額との違いにつきましては、不動産鑑定士による鑑定評価については、払い下げを受けた土地を含め、その土地全体の経済的な価値等を判定して、その結果を価格として表示されていると思います。普通財産の払い下げの価格につきましては、将来の宅地の利用形態までを見込んで決めているということではございません。先ほど申し上げましたが、公的な土地価格を基準として算定しております。こうした違いから、鑑定評価とは違いが出てきているというふうに考えております。

（14番議員挙手）

議長（齊木一三君） 酒井久和議員。

14番（酒井久和君） それでは最後の項目でございますけれども、法定外公共物代替地、あるいは狭小地、または不整形な土地、有償貸し付け地などを処理する検討審議会を設置したらどうかについてお願いをしたいと思います。

価格の設定につきましては、町全体や町民の視点から公平・平等であり、将来の礎となり得ると考えられます。近傍類似や実勢価格も参考になるでしょう。町長は、所信表明の中で説明責任と情報公開の重要性を施策の中に掲げられております。個人情報保護もあり、難しい課題もあるでしょうが、町民とともに現状や将来への課題への取り組みを共有し、解決に向けて努力することが肝要と考えます。

そこで法定外公共物、あるいは道路内民地登録未了物件、公有財産の払い下げ、補償するような場合、何らかの審議会または審査会をもって行ったらどうかというふうに思います。町長が言っていられる「みんなで解決に向けた手法等を協議し、ともに取り組む理解を得る努力を続けよう」だと思いますが、いかがでしょうか。こういうような審査会については、近隣の状況はいかななものかも含めてお伺いいたします。

議長（齊木一三君） 総務部長。

総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） まず二つ御質問をいただいたと思いますので、最初の方ですが、普通財産の払い下げをする際ですが、所管の委員会協議会へお諮りいたしまして処理をしておりますので、審議会の設置については現在考えておりません。しかし、より適正な価格のあり方につきましては今後検討を行っていきたいというふうに考えております。

さらに、近隣の市町の設置状況でございますが、まず犬山市でございます。審議会の設置状況につきましては、「審査委員会」という名前だそうですが設けられております。ただし廃道敷等は対象から除かれておるといことだそうでございます。さらに江南市ですが、同じような状態で設けられておるといものだそうです。先に市の方へ行きますが、岩倉市は委員会がないという状況だそうです。隣の扶桑町ですが、この払い下げを対象とする委員会は設けていないと。取得が目的な補償審査会と、何かそんなような名前だということですので、対象が違うのかなと。ですらないということになりますかね。

さらにこの審査会のメンバーなんですが、当然一般的に考えられるのは鑑定士さんや宅建の主任者、そういう方が入ってくるというのが一般的に考えられるわけですが、近隣市町の状況は、ナンバー2の副市長さん、副町長さんを筆頭に、各部長の方がメンバーということで行われておるみたいですので、そういう方が入ってみえないという状況で運営されておるといふうにお聞きをいたしております。以上です。

(14番議員挙手)

議長(齊木一三君) 酒井久和議員。

14番(酒井久和君) 大体私がお願いいたしました状況については、こんなようなことが問題点として感じたところでございます。

町有地の処分については、時代とともに土地の値段の上下はあるわけでございます。そういうものに対する対応の仕方、こういうのはやっぱり難しい問題があるかと思えます。

以上、いろいろと地権についてお聞きをいたしました。国土調査完了の中でも筆界未定地があったり、その中に赤線、青線が残っていたら確定するときにもまた大変複雑な思いをしなければなりません。それから、民地が道路に認定されているところに、もし地権者が車どめを主張されたら、これも大変なことになると思えます。道路敷あるいは水路敷に個人名義になっているところもあるわけでございます。その権利が譲渡されたら、これも大変なことになると。一筆でも処理され、次の世代が不都合を感じないようにしておくべきでしょう。

以上、速やかな処理をお願い申し上げ、きょうの質問を終わらせていただきます。以上でございます。ありがとうございました。

議長(齊木一三君) 御苦労さまでございました。

散会の宣告

議長(齊木一三君) 以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

次回は23日火曜日午前9時30分から本会議を再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。

(午前11時20分)